

目次		
1	許可を受けないで高圧ガスを製造した場合	法第5条第1項
2	届出をしないで製造の事業若しくは冷凍のための製造を開始し、又は虚偽の届出をした場合	法第5条第2項
3	第一種製造者が法第7条第2号から第4号までのいずれかに該当した場合	法第7条
4	第一種製造者が正当な事由なく1年以内に製造を開始せず、又は1年以上引き続き製造を休止した場合	法第9条
5	第一種製造者の地位を承継した旨の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	法第10条第2項
6	第二種製造者の地位を承継した旨の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	法第10条の2第2項
7	第一種製造者の製造のための施設又は製造の方法が技術上の基準に適合していない場合	法第11条第1項、第2項
8	第二種製造者の製造のための施設又は製造の方法が技術上の基準に適合していない場合	法第12条第1項、第2項
9	第一種製造者及び第二種製造者以外の者の製造が技術上の基準に適合していない場合	法第13条
10	第一種製造者が許可を受けないで製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又は製造する高圧ガスの種類若しくは製造の方法を変更した場合	法第14条第1項
11	第一種製造者が製造のための施設の位置、構造若しくは設備の軽微な変更の工事をした旨の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	法第14条第2項
12	第二種製造者が届出をしないで製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、若しくは製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法を変更した場合又は虚偽の届出をした場合	法第14条第4項
13	第一種貯蔵所の所有者又は占有者の貯蔵の方法が技術上の基準に適合していない場合	法第15条第1項
14	第二種貯蔵所の所有者又は占有者の貯蔵の方法が技術上の基準に適合していない場合	法第15条第1項
15	第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者以外の者が貯蔵の技術上の基準に適合していない場合	法第15条第1項
16	第一種貯蔵所で貯蔵する必要がある高圧ガスを許可を受けずに貯蔵している場合	法第16条第1項
17	第一種貯蔵所の設置の許可を受けた者の地位を承継した旨の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	法第17条第2項
18	第二種貯蔵所で貯蔵する必要がある高圧ガスを届出をしないで貯蔵し、又は虚偽の届出をした場合	法第17条の2第1項
19	第一種貯蔵所の位置、構造又は設備が技術上の基準に適合していない場合	法第18条第1項、第2項
20	第二種貯蔵所の位置、構造又は設備が技術上の基準に適合していない場合	法第18条第1項、第2項

21	第一種貯蔵所の所有者又は占有者が許可を受けないで第一種貯蔵所の位置，構造又は設備の変更の工事をした場合	法第 19 条第 1 項
22	第一種貯蔵所の所有者又は占有者が第一種貯蔵所の位置，構造若しくは設備の軽微な変更の工事をした旨の届出をせず，又は虚偽の届出をした場合	法第 19 条第 2 項
23	第二種貯蔵所の所有者又は占有者が届出をしないで第二種貯蔵所の位置，構造若しくは設備の変更の工事をし，又は虚偽の届出をした場合	法第 19 条第 4 項
24	第一種製造者が完成検査を受けないで，高圧ガスの製造のための施設を使用した場合	法第 20 条第 1 項，第 3 項
25	第一種貯蔵所の所有者又は占有者が完成検査を受けないで，第一種貯蔵所を使用した場合	法第 20 条第 1 項，第 3 項
26	高圧ガスの販売の事業を営もうとする者が届出をしないで高圧ガスを販売し，又は虚偽の届出をした場合	法第 20 条の 4
27	販売業者の地位を承継した旨の届出をせず，又は虚偽の届出をした場合	法第 20 条の 4 の 2 第 2 項
28	販売業者等が購入する者に対し，当該高圧ガスによる災害の発生の防止に関し必要な事項を周知させることを怠り，又は周知の方法が適当でない場合	法第 20 条の 5 第 1 項
29	販売業者等の販売の方法が技術上の基準に適合していない場合	法第 20 条の 6 第 1 項
30	販売業者が販売をする高圧ガスの種類を変更した旨の届出をせず，又は虚偽の届出をした場合	法第 20 条の 7
31	第一種製造者が製造を開始した旨の届出をせず，又は虚偽の届出をした場合	法第 21 条第 1 項
32	製造，貯蔵所の用途もしくは販売の事業を廃止した旨の届出をせず，又は虚偽の届出をした場合	法第 21 条各項
33	高圧ガスの輸入をした者が輸入検査を受け，技術上の基準に適合していると認められる前に当該高圧ガスを移動した場合	法第 22 条第 1 項
34	移動する高圧ガスの容器について保安上必要な措置が講じられていない場合	法第 23 条第 1 項
35	車両により移動させる高圧ガスの積載方法又は移動方法が技術上の基準に適合していない場合	法第 23 条第 2 項
36	高圧ガスを輸送する導管が技術上の基準に従って設置し，又は維持されていない場合	法第 23 条第 3 項
37	圧縮天然ガスを一般消費者の生活の用に供するための設備の設置又は変更の工事が技術上の基準に適合していない場合	法第 24 条
38	届出をしないで特定高圧ガスを消費し，又は虚偽の届出をした場合	法第 24 条の 2 第 1 項
39	特定高圧ガス消費者の地位を承継した旨の届出をせず，又は虚偽の届出をした場合	法第 24 条の 2 第 2 項
40	特定高圧ガス消費者の消費のための施設の位置，構造若しくは設備又は消費の方法が技術上の基準に適合していない場合	法第 24 条の 3 第 1 項，第 2 項
41	特定高圧ガス消費者が届出をしないで消費のための施設の位置，構造若しくは設備の変更の工事をし，若しくは消費する特定高圧ガスの種類若しくは消費の方法を変更し，又は虚偽の届出をした場合	法第 24 条の 4 第 1 項

42	特定高圧ガス消費者が特定高圧ガスの消費を廃止した旨の届出をせず，又は虚偽の届出をした場合	法第24条の4第2項
43	特定高圧ガス以外の高圧ガスの消費が技術上の基準に適合していない場合	法第24条の5
44	高圧ガスの廃棄の場所，数量その他廃棄の方法が技術上の基準に適合していない場合	法第25条
45	第一種製造者が危害予防規程を定めなくて高圧ガスを製造した場合	法第26条第1項
46	第一種製造者が危害予防規程の届出をせず，又は虚偽の届出をした場合	法第26条第1項
47	公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため危害予防規程の変更する必要がある場合	法第26条第2項
48	第一種製造者又はその従業員が危害予防規程を守っていない場合において，公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があるとき	法第26条第3項
49	保安教育計画が公共の安全の維持又は災害の発生の防止上十分でないと認める場合	法第27条第2項
50	第一種製造者が保安教育計画を忠実に実行していない場合において公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があるとき	法第27条第3項
51	第二種製造者等がその従業者に施す保安教育が公共の安全の維持又は災害の発生の防止上十分でないと認める場合	法第27条第4項
52	第一種製造者が保安統括者を選任していない場合又は保安統括者に法第32条第1項に規定する職務を行わせていない場合	法第27条の2第1項
53	第二種製造者が保安統括者を選任していない場合又は保安統括者に法第32条第1項に規定する職務を行わせていない場合	法第27条の2第1項
54	第一種製造者が保安技術管理者を選任していない場合又は保安技術管理者に法第32条第2項に規定する職務を行わせていない場合	法第27条の2第3項
55	第二種製造者が保安技術管理者を選任していない場合又は保安技術管理者に法第32条第2項に規定する職務を行わせていない場合	法第27条の2第3項
56	第一種製造者が保安係員を選任していない場合又は保安係員に法第32条第3項に規定する職務を行わせていない場合	法第27条の2第4項
57	第二種製造者が保安係員を選任していない場合又は保安係員に法第32条第3項に規定する職務を行わせていない場合	法第27条の2第4項
58	保安統括者の選任若しくは解任の届出をせず，又は虚偽の届出をした場合	法第27条の2第5項
59	保安技術管理者若しくは保安係員の選任若しくは解任の届出をせず，又は虚偽の届出をした場合	法第27条の2第6項
60	第一種製造者が保安係員に協会又は指定講習機関が行う高圧ガスによる災害の防止に関する講習を受けさせていない場合	法第27条の2第7項
61	第二種製造者が保安係員に協会又は指定講習機関が行う高圧ガスによる災害の防止に関する講習を受けさせていない場合	法第27条の2第7項
62	保安主任者を選任していない場合又は保安主任者に法第32条第4項に規定する職務を行わせていない場合	法第27条の3第1項
63	保安企画推進員を選任していない場合又は保安企画推進員に法第32条第5項に規定する職務を行わせていない場合	法第27条の3第2項

64	保安主任者若しくは保安企画推進員の選任若しくは解任の届出をせず，又は虚偽の届出をした場合	法第27条の3第3項
65	保安主任者又は保安企画推進員に協会又は指定講習機関が行う高圧ガスによる災害の防止に関する講習を受けさせていない場合	法第27条の3第3項
66	第一種製造者が冷凍保安責任者を選任していない場合又は冷凍保安責任者に法第32条第6項に規定する職務を行わせていない場合	法第27条の4第1項
67	第二種製造者が冷凍保安責任者を選任していない場合又は冷凍保安責任者に法第32条第6項に規定する職務を行わせていない場合	法第27条の4第1項
68	冷凍保安責任者の選任若しくは解任の届出せず，又は虚偽の届出をした場合	法第27条の4第2項
69	販売主任者を選任していない場合又は販売主任者に法第32条第7項に規定する職務を行わせていない場合	法第28条第1項
70	取扱主任者を選任していない場合又は取扱主任者に法第32条第8項に規定する職務を行わせていない場合	法第28条第2項
71	販売主任者若しくは取扱主任者の選任若しくは解任の届出をせず，又は虚偽の届出をした場合	法第28条第3項
72	保安統括者等の代理者を選任していない場合又は保安統括者等の代理者に法第33条第1項に規定する職務を行わせていない場合	法第33条第1項
73	保安統括者等の代理者の選任若しくは解任の届出をせず，又は虚偽の届出をした場合	法第33条第3項
74	第一種製造者の保安統括者等若しくはその代理者が法又は法に基づく命令の規定に違反した場合	法第34条
75	第二種製造者の保安統括者等若しくはその代理者が法又は法に基づく命令の規定に違反した場合	法第34条
76	販売主任者又は取扱主任者が法又は法に基づく命令の規定に違反した場合	法第34条
77	第一種製造者の保安統括者等又はその代理者にその職務を行わせることが公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがあると認める場合	法第34条
78	第二種製造者の保安統括者等又はその代理者にその職務を行わせることが公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがあると認める場合	法第34条
79	販売主任者又は取扱主任者にその職務を行わせることが公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがあると認める場合	法第34条
80	保安検査を拒み，妨げ，又は忌避した場合	法第35条第1項
81	定期自主検査の検査記録を作成せず，虚偽の検査記録を作成し，又は検査記録を保存しなかった場合	法第35条の2
82	高圧ガスの製造のための施設，貯蔵所，販売のための施設，特定高圧ガスの消費のための施設又は高圧ガスを充填した容器が危険な状態となった場合に，直ちに，災害の発生の防止のための応急の措置を講じなかったとき	法第36条第1項
83	高圧ガスの製造のための施設，貯蔵所，販売のための施設，特定高圧ガスの消費のための施設又は高圧ガスを充填した容器が危険な状態となった事態の発生について，故なく虚偽の届出をした場合	法第36条第2項
84	第一種製造者若しくは第二種製造者の事業所，第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所，販売所又は特定高圧ガスを消費する事業所において，指定の場所で火気	法第37条第1項，第2項

	を取り扱った場合又は承諾を得ないで、発火しやすい物を携帯して当該場所に立ち入った場合	
85	第一種製造者の製造のための施設において、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認める場合	法第 3 9 条
86	第二種製造者の製造のための施設において、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認める場合	法第 3 9 条
87	第一種貯蔵所において、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認める場合	法第 3 9 条
88	第二種貯蔵所において、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認める場合	法第 3 9 条
89	販売所において、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認める場合	法第 3 9 条
90	特定高压ガスの消費のための施設において、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認める場合	法第 3 9 条
91	高压ガスを取り扱う者又は高压ガス若しくはこれを充てんした容器の所有者若しくは占有者に対し、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認める場合	法第 3 9 条
92	容器の製造が技術上の基準に適合していない場合	法第 4 1 条第 1 項
93	容器の製造又は輸入をした者が容器検査を受け、これに合格したものとして刻印等がされていない容器を譲渡し、又は引き渡した場合	法第 4 4 条第 1 項
94	容器に、法第 4 5 条第 3 項に規定する場合以外に刻印等をし、又はこれらと紛らわしい刻印等をしたとき	法第 4 5 条第 3 項
95	容器の所有者又は輸入をした者が表示をせず、又は虚偽の表示をした場合	法第 4 6 条第 1 項、第 2 項
96	容器の所有者又は容器の輸入をした者が容器に法令で定める場合以外に表示をし、又はこれらと紛らわしい表示をしたとき	法第 4 6 条第 3 項
97	容器を譲り受けた者が表示をせず、又は虚偽の表示をした場合	法第 4 7 条第 1 項
98	容器を譲り受けた者が容器に法令で定める場合以外に表示をし、又はこれらと紛らわしい表示をしたとき	法第 4 7 条第 2 項
99	高压ガスを法第 4 8 条第 1 項又は第 2 項の規定に適合しない容器に充填した場合	法第 4 8 条第 1 項、第 2 項
100	高压ガスを充填した再充填禁止容器又は高压ガスを充填して輸入された再充填禁止容器に再度高压ガスを充填した場合	法第 4 8 条第 3 項
101	容器に充填する高压ガスが法第 4 8 条第 4 項の規定に適合しない場合	法第 4 8 条第 4 項
102	容器検査所の登録を受けた者が容器再検査に合格した場合にする刻印等をせず、又は虚偽の刻印等をしたとき	法第 4 9 条第 3 項、第 4 項
103	容器に、容器再検査に合格した場合以外に刻印等をし、又はこれらと紛らわしい刻印等をしたとき	法第 4 9 条第 5 項
104	附属品の製造又は輸入をした者が附属品検査を受け、これに合格したものとして刻印がされていない附属品を譲渡し、又は引き渡した場合	法第 4 9 条の 2 第 1 項

105	附属品に、附属品検査に合格した場合又は型式承認を受けた場合以外に刻印し、又はこれらと紛らわしい刻印をしたとき	法第49条の3第2項
106	容器検査所の登録を受けた者が附属品再検査に合格した場合にする刻印をせず、又は虚偽の刻印をした場合	法第49条の4第3項
107	附属品に、附属品再検査に合格した場合以外に刻印をし、又はこれらと紛らわしい刻印をしたとき	法第49条の4第4項
108	登録容器等製造業者が規格に適合しない容器又は附属品を製造したことにより、当該容器又は当該附属品の装置された容器に充填した高圧ガスによる災害が発生するおそれがあると認める場合において、当該災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	法第49条の30
109	外国登録容器等製造業者が規格に適合しない容器又は附属品を製造したことにより、当該容器又は当該附属品の装置された容器に充填した高圧ガスによる災害が発生するおそれがあると認める場合において、当該災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	法第49条の35
110	容器検査所の登録又はその更新に際してされた制限に違反して容器再検査又は附属品再検査を行った場合	法第50条第4項
111	容器再検査又は附属品再検査を行うべきことを求められた場合に正当な事由なくこれらの検査を行わないとき	法第51条第1項
112	容器検査所の検査設備が技術上の基準に適合していない場合	法第51条第2項
113	検査主任者を選任していない場合又は検査主任者に容器再検査若しくは附属品再検査の実施について監督させていない場合	法第52条第1項
114	検査主任者の選任若しくは解任の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	法第52条第2項
115	検査主任者が法若しくは法に基づく命令の規定に違反した場合又はその職務を行わせることが容器再検査若しくは附属品再検査の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあると認める場合	法第52条第4項
116	容器検査所の登録を受けた者が法第7条第2号から第4号までのいずれかに該当する場合	法第53条第1号
117	容器検査所の登録を受けた第一種製造者が第38条第1項第1号から第5号までの規定により製造の許可を取り消された場合	法第53条第5号
118	法第54条第2項の規定により刻印等がされた場合に表示をせず、又は虚偽の刻印等をしたとき	法第54条第3項
119	容器検査に合格しなかった容器がこれに充填する高圧ガスの種類又は圧力を変更しても法第44条第4項の規格に適合しないと認める場合	法第56条第1項
120	容器再検査に合格しなかった容器について3箇月以内に法第54条第2項の規定による刻印等がされなかった場合に、遅滞なくこれをくず化し、その他容器として使用することができないように処分しないとき	法第56条第3項
121	附属品検査に合格しなかった附属品がその附属品が装置される容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力を変更しても法第49条の2第4項の規格に適合しないと認める場合	法第56条第4項
122	附属品再検査に合格しなかった附属品について、遅滞なくこれをくず化し、その他附属品として使用することができないように処分しない場合	法第56条第4項

123	容器検査所の登録を受けた者が容器再検査又は附属品再検査の業務を廃止した旨の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	法第56条の2
124	専ら冷凍設備に用いる機器の製造が技術上の基準に適合していない場合	法第57条
125	第一種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者又は販売業者が帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった場合	法第60条第1項
126	容器検査所の登録を受けた者が帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった場合	法第60条第1項
127	業務に関して報告をせず、又は虚偽の報告をした場合	法第61条第1項
128	立入検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した場合	法第62条第1項
129	質問に対し、答弁をせず、又は虚偽の答弁をした場合	法第62条第1項
130	事故が発生した場合に届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき	法第63条第1項
131	高圧ガスによる災害が発生した場合に指示なくその現状を変更したとき	法第64条
132	製造又は製造のための施設等の変更の許可に付した条件に違反した場合	法第65条第1項
133	貯蔵所の設置又は貯蔵所の変更の許可に付した条件に違反した場合	法第65条第1項

備考1 「法」とは、高圧ガス保安法をいう。

2 命令による代替的作為義務の履行がない場合は、行政手続法第2条の規定に基づき代執行を行うことがある。

3 公共の安全の維持のため猶予できないと認める場合又は特異な違反事案の処理に係る場合は、各基準に定める措置の順序によらないことがある。